別記

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）土岐市長

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

□創業予定□創業５年未満（該当する□に✔を入れてください）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第７条第１項の規定による証明に関する申請書

次のとおり認定特定創業支援事業による支援を受けたので、証明願います。

１．支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間

※支援内容は、経営を①、財務を②、人材育成を③、販路開拓を④として示してください。

２．設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

　　・商号（屋号）

　　・本店所在地

３．設立しようとする会社の資本額（株式会社の場合）

　　　　　　　　　　　　万円

４．新たに開始しようとする事業の業種、内容

５．設立しようとする会社（事業）の設立（開始）予定年月日

　　　　　　年　　月　　日

※２～５は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について

記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

|  |
| --- |
| 申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。　　　証明日　　　　年　　月　　日土岐市長　　　　　　　　印　　　※証明書の有効期間は、証明日から起算して１年です。 |

（裏面）

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

年　　月　　日

土　　岐　　市

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の

注意事項について、次のとおりご案内します。

１．株式会社設立時の登録免許税の減免について

（１）創業前の方が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免※を受けることが可能です。登録免許

税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります

ので、必要に応じて写しを取っておいてください。

※ 資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に減免（最低税額15万円の場合は7.5万円の減免）となり

ます。

（２）特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、創業前の方であることが支援対象の要件となります

ので、以下の①又は②に該当する方は登録免許税の減免を受けることができません。

① 創業を行った個人（創業後５年未満の者であっても対象となりません。）

 ※ 法人の経営者を含む。

② 個人事業主の法人成り（証明書の交付時点では創業前の方であって株式会社設立までに事業を開始

した方を含む。）

（３）土岐市が交付する証明書をもって、土岐市以外で創業する場合には、登録免許税の減免を受けること

ができません。

２．創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が 1,000 万円から 1,500 万円に拡充し、事業開始の

６か月前から支援※を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用

保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※ 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

（２）特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、事業開始６か月前から創業後５年未満の方が支援対

象の要件となります。

（３）土岐市が交付する証明書をもって、土岐市以外で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活

用することができます。

３．その他

（１）証明書の有効期間は証明日から１年間です。ただし、有効期間にかかわらず、法改正等により、支援

制度が変更・終了となることがあります。

（２）証明書は特定創業支援事業による支援を受けたことを証明するものであり、上記の支援制度（優遇措

置）を受けられることを保証するものではありません。